

2008年度春学期「公共政策」最終レポート

# 「靖国問題：政策の分析と提言」

遠藤 忍 (えんどう しのぶ)

総合政策学部 2年 学籍番号：70701546

選択ケース：2「靖国問題」

総字数： 8897字

# (1) 現状把握と分析

## 靖国神社の概略と合祀の歴史

靖国神社は、東京・九段にある神道の神社である。1869年に東京招魂社として開設され、その後、靖国神社と改称する。

祀られているのは、戊辰戦争より後に戦死した軍人もしくはそれに準ずる人々で、246万6532人(2004年)にのぼる。この中には、ひめゆり学徒隊のような戦争に携わった人は含まれるものの、空襲による戦死者など一般の人は祀られていない。また、さきの大戦中に日本が占領統治していた台湾・朝鮮出身の軍人軍属なども5万人程度祀られている。

戦前は、陸軍省・海軍省が協同管理を行い、2省の審査による内定と天皇の許可によって戦死者を合祀していた。戦後は、まずGHQの神道指令によって1946年に宗教法人化(cf.宗教法人令・宗教法人法)した。サンフランシスコ講和条約による独立の回復後、1956年までの段階で未合祀の戦没者については、恩給法と戦傷病者戦没者遺族等援護法によって「公務死」と認定された者のリスト(祭神名票)を厚生省から受け取ったうえで合祀を行った。以後、「公務死」とされた戦没者を合祀しているが、太平洋戦争以後の戦争が原因である場合は祀られない。従って、「国家のために命を捧げた『英霊』のための施設である」という解釈が広まっている。

ところで、先の大戦のあと開かれた極東国際軍事裁判では、連合国により戦犯が裁判にかけられた。日本人の戦犯とされた者は、A・B・Cの等級が付けられた。特に指導者レベルのA級戦犯として起訴された28名のうち7人は死刑・16人は終身刑・2人は禁固刑の有罪判決を受け、判決前には2名が死亡した。またBC級戦犯については920人が処刑された。これら、戦犯として有罪判決を受け死亡した者については、1954年の恩給法改正によって「公務死」と位置づけられた。この決定によって、昭和59年には厚生省が送付する祭神名票にBC級戦犯の死者の名前が掲載され、靖国神社は順次合祀を開始した。A級戦犯については、祭神名票は1966年に届き、1978年に、時の宮司・松平氏の決定により14名が合祀された(なおこれが公に判明したのは翌年のことであった)。

また、靖国神社では、以上のような方法で、政府(厚生省)が選ぶ対象者を祭祀してきたため、本人の希望に関わらず対象者は全員合祀して来た。つまり、祭祀対象者がキリスト教信者など神道の神社に祀られるのを本来拒否する戦没者や、前述の台湾・朝鮮出身の戦没者も本人・遺族の意向に関わらず合祀されている。

## 参拝の歴史

神社である以上、参拝する者が多く訪れる。現に、靖国神社の参拝客は年間600万人と言われる。特に8月15日の終戦記念日は多くの遺族が参拝に訪れる。

特にこの節で触れたいのは、戦後の天皇・首相についてである。

まず、昭和天皇の参拝について、不定期ではあるものの、終戦直後の1945年を皮切りに合計8回の参拝を行っている。最後の参拝は1975年のことであり、以後天皇家(今上天皇・皇太子一家)は参拝をしていない(ただし天皇家以外の宮家の参拝は今でも行われている)。75年を最後に参拝をしなくなった理由として最も有力な説は、当時の宮内庁長官であった富田氏の『富田メモ』に、A級戦犯が合祀されたことへの不快感を昭和天皇が持っていた、という旨のメモが残っていた、ということである。

戦後の歴代首相については、東久邇宮首相以降、鳩山・石橋両首相をのぞいて、中曽根首相までの総理大臣が参拝を行っている。その後は、橋本首相、小泉首相が総理在任中に参拝をしている。

どのような形式で参拝するかは首相によって異なるが、特に1975年の三木武夫首相については、参拝時に私人として参拝した際に、私的参拝4条件を提示した。すなわち1) 公用車の不使用、2) 玉串料は私費で出す、3) 記帳時に「内閣総理大臣」と書かない、4) 公職者は随行させない、の4つである。この頃から、首相参拝時の公私の区別が言われるようになってきた。この後の1978年福田赳夫首相は、「私人の場合は参拝は自由であり、また個人の行動であるだけに、1) 警備のための公用車の使用、2) 肩書きの記帳、3) 閣僚の同行は、可能である」という政府見解が示された。

更にその後、1985年には中曽根首相が、首相としては初めて公式参拝を明言したうえで参拝を行った。この時は、おはらい・玉串奉てん・二礼二拍手一例は省略をしたものの、供花料を公費から支出した(本来は玉串料である)。なお、中曽根はその翌年から参拝をしていない。

記憶に新しいところでは、小泉首相が在任中計4回の参拝を行っている。立場については「そう大臣である小泉純一郎が心を込めて参拝した」と述べるに留まっており、公用車使用、公職(この時は官房長官と秘書官)の随行、献花料の私費支出(3万円)、神道方式の回避というスタイルであった。なお、小泉は、首相就任以前から公約として終戦記念日(8/15)の参拝を明言していたが、終戦記念日の参拝は首相を辞任した後のことである。

## 国内における裁判

靖国神社と政治との関係について、国や地方自治体を相手取った裁判が80年代後半以降行われるようになってきている。主なものを提示する。

まずは、岩手県議会が、1) 1972年に首相に対して公式参拝を要請する陳情を出し、2) それ以前から靖国神社に玉串料や献灯料を支出していたことに対し、憲法20条3項および89条のいわゆる政教分離原則に違反するとして、住民らが費用返還を求めた裁判である。87年に盛岡地裁は1・2に対して合憲の判断をしたが、91年の仙台高裁の控訴審判決では公費返還請求を棄却しつつも、傍論で1・2について違憲であるとした。県は上告・特別抗告を行ったが却下され、高裁判決で確定した。

一方、愛媛では、県知事が靖国神社に対して「遺族の援護行政」として玉串料を毎年支出したことに対して、政教分離原則に違反するとして、住民らが費用返還を求めた裁判が起こった。この時の地裁判決は違憲、高裁判決では「社会的儀礼の範囲で宗教的活動ではない」として合憲とした。しかし1997年の最高裁では「行為の目的に宗教的意義があり、効果が宗教を援助、助長、促進、圧迫、干渉などをするようになる」かどうかを照らし合わせたうえで、違憲とした。

首相の参拝についても裁判となっている。中曽根首相の1985年の「公式」参拝について、九州・関西でそれぞれ訴訟が起こり、1992年に福岡高裁・大阪高裁でそれぞれ判決が出た。福岡高裁は、公式参拝を靖国神社への援助、助長、促進と捉え違憲判示、大阪高裁は公式参拝の与える影響を考えると宗教活動に当たるとして違憲の疑いありと判示、いずれも確定となり、玉串料を公費支出する公式参拝は政教分離原則に反し、違憲であることが確定した。

小泉首相の一連の参拝についても裁判が起こった。まず、福岡地裁で2004年4月に傍論において違憲言及がなされた。原告の請求は国家賠償法に照らして棄却されたが、政教分離原則で違憲であるとした。一方同年11月の千葉地裁での判決では、参拝を公務と認定し国家賠償法において公務員たる首相本人の責任はないとした。また、宗教的人格権を侵害されたとする原告の主張に対し

て、信仰の強制や干渉など信教の自由の侵害はないとした。控訴審である2005年9月29日の東京高裁判決では、同様に原告控訴を棄却した。ただしこの時は、参拝行為を首相の個人的な行為と認定し、原告の「参拝は首相の職務として行われたので政教分離に反する」という主張を退けた。ところが、その翌日に、別の裁判の控訴審判決が大阪高裁で出され、そこでは参拝を首相の職務だとして、原告の請求を棄却しながらも傍論では政教分離に反し違憲であるとした。

## 海外からの批判

先程から述べている、首相の参拝にたいして、特に中国や韓国が反発を示している。

具体的な反発が出始めたのは1985年の中曽根首相の公式参拝以後である。特に中国からの猛反発を受けた。中曽根首相は翌年の参拝を断念したが、この理由について本人が後に、中国共産党内部の知り合いを政争から守るため、と述べている。

橋本首相も在任中1度だけ、自身の誕生日に参拝をしたが、その時も中国の猛反発を受け、それ以降参拝をすることはなかった。

小泉首相在任中の靖国神社参拝については、中国だけでなく韓国からも批判が相次いだ。最初の01年の参拝を受け、中国・韓国は首相に対し批判を行った。関係修繕のため首相本人が両国に出向いたものの、02年に再び参拝をしたため批判が強まった。その年秋のAPECでは、中国が参拝中止を、韓国が新たな追悼施設の設立を訴えた。日本との関係改善を目指す姿勢は、両国の首脳が変わってからもとられていたが、度重なる参拝で反日感情が爆発、05年には中国では反日デモが起こった。そして05年10月に小泉首相がまた参拝を行ったことで、中国・韓国の首脳はその後の一切の首脳会談を拒否するようになった。なお、首相が小泉氏から安倍氏に変わった段階で、安倍氏は精力的に中国・韓国との関係改善に努めた。

さて、他の国・地域からの反応について見ておこう。

台湾は、李登輝前総統や陳水扁総統は参拝に肯定的評価をしている一方で、議員からは国民党・民進党に関わらず批判も出ている。なお、李登輝氏の兄は戦死しており、靖国神社に祀られている。氏が訪日した際は必ず参拝している。

アメリカからの反応は、現ブッシュ政権の政府メンバーの多くが日本に好意的、あるいは中国に対して批判的な立場であるが、議会では共和・民主に関わらず反対意見を持つ議員もいる。

東南アジア諸国の反応としては、シンガポールやマレーシアから批判的な反応がある一方で、カンボジア・インドネシアからは肯定的な反応がある。

## (2) 課題の本質

### 「靖国」が問題とされるのはなぜか

前章では、靖国神社に関して問題とされている点について、その歴史と現状について見て来たが、はたしてこれらの状況のなかの何が問題の本質なのだろうか。

全勝で扱った内容の中で、「問題」と呼ぶにふさわしいのは、首相の公式参拝に対する、1) 国内における訴訟、2) 中国・韓国などとの外交問題、の2つであることはお分かりいただけるであろう。1つの共通した行為が2つの問題を引き起こしている構図になっている。

そして、これら2つの問題は、発端は1つの行為でありながら、問題として発展する直接の原因は性質を異にしていることもすぐにお分かりいただけるであろう。

すなわち、1) 国内における訴訟は、内閣総理大臣という国の政治・行政を代表する公務員の立場である人間が、特定の宗教団体の施設を訪れ宗教的行為を行うことでその宗教団体を助長している(と捉えられる)という、憲法20条および89条の政教分離原則に反しているという点。

そして2) 中国・韓国などとの外交問題は、内閣総理大臣という一国を代表するほど世界の国々に影響力を持つ人間が、過去の戦争を肯定するような内容であるとされる博物館を有し、また東京裁判で「平和に対する罪」に問われ有罪を受けたA級戦犯たちを祀る場所に出向き彼らに祈りを捧げるといふ、過去の侵略(と当事者から捉えられている)戦争を美化していると捉えかねられないという点、のことである。

### なぜ裁判で控訴をしないか

前章で紹介した裁判では、原告側は全て負けているにもかかわらず、一部の裁判においては判決が敗訴で確定しても控訴をしなかった案件がある。これはなぜか、ということは言うまでもなく、判決それ自体では原告の「形式上の」訴えを退けながらも、原告らが「本当に望んでいる」結論を勝ち取ったからである。すなわち、首相の行為が政教分離原則に反していて違憲である、だから首相は靖国神社に参拝してはいけない、という結果が欲しかったのである。

原告らの「形式上の」訴え、すなわち文面・手続き上の訴えは「国家に対する損害賠償請求」であるが、2004年11月の千葉地裁の判決にもあるように、原告に対して直接的な影響が見られない行為によって傷つけられ、損害賠償を請求するというロジックは無理がある。しかし原告らはそれを見越した上で、裁判を行っているはずである。本来の目的は損害賠償のお金を得ることではなく、いかに首相が間違っているかを司法を使って証明したかったからであろう。彼らにとっては、たとえ傍論でも、裁判所が違憲の判断を下したということに大きな意味を見いだすはずである。

### なぜ中国・韓国は批判をするのか

そもそもかれらが首相の参拝(とりわけ小泉首相の参拝)に対して批判をする一番の(そして建前上の)理由はこうである。すなわち、A級戦犯が祀られている施設に首相が出向くことによって、かつての中国の一部・台湾・朝鮮における統治行為や戦闘行為を正当なものとし、そのような行為をしたA級戦犯(平和に対する罪をおかした者)を正当化すると捉える、という態度を日本という国家がとっていると解釈する。その解釈によって著しく気分を害する、というものである。仮にA級

戦犯の合祀が問題でないとしても、靖国神社自体の歴史観が過去の戦争を正当なものと捉えている(ように思われている)ため、国民が気分を害するというものだ。

しかし、批判をしているのは単に気分を害する・不快感を得るから、というだけではないのではないか。つまり、外交戦略の手段の一つでもあると考えることができるのではないか。例えば、日本の首相が靖国参拝を通じてそうした態度を取ることで、国民が反日感情を持ち、それが日本と自国の経済面などの体勢を崩しかねないということが挙げられる。日本はやはりアジアの中でも経済が発展している国と捉えられている以上、経済面での協力を得ることは大きなインセンティブが存在する。その関係を、国民の反日感情がつぶしてしまうのでは、という懸念もあると考える。

もしくは、特に中国の場合、求心力を失いつつある共産党の体制を維持するために、反日感情を利用しようというもくろみもあったのかもしれない。

いずれにしろ、建前上は「不快感」を根拠にしている(あながち間違いではないが)ものの、実際は裏に別の意図があったと考えることができる。

### **本当に解決せねばならないのは首相の参拝ではない**

こうして分析を行うと、訴訟の発端も、隣国が批判をするのも、その批判の矛先は首相が参拝をすることであることには変わりないが、双方が目指しているのは首相の参拝を辞めさせることではないと言える。つまり、双方にとっての「解決」が意味する者は違えども、少なくとも首相が参拝を辞めるだけでは腹の虫が治まらないのではないか。

訴訟の原告たちは、首相が「社会習慣上の行為」とか「宗教的な要素を抜きにして純粋に国のために亡くなった方々を祈りたい」と言ったところで、首相の行為は宗教的であるから、首相の行為つまり参拝がいけないと言っている。一方の隣国では、首相が「純粋に国のために…」と言ったところで首相の行為がどうしてもA級戦犯への賞賛と戦争への共感に見えてしまうから、首相の行為、つまり参拝がいけないと言っている。

その中で、日本国首相や日本国民(のなかの該当者)が「純粋に国のために祈りたい」という願いを実現できる環境を整えることが、政府と、国民と、隣国の諸国民にとって最もふさわしい解決策になるのと考えられるだろうか。

### (3) 解決策・提言

#### 国立戦没者追悼「新」施設という考え

前章の考察を参考にすれば、首相が1) 宗教性を持つ施設に行かない、2) A級戦犯やそれに類する人物のもとを参拝しないのであれば問題ないだろうという考えに至る。しかし、一国の首相として、もしくは一国の首相以前に信教の自由が認められる日本の国民として、国のために命を落とした人々に哀悼の意を捧げるという行為を制限するのはいかなるものかと考える。実際、戦没者を敬い、哀悼の意を捧げるための戦没者追悼式典や千鳥ヶ淵戦没者墓苑が国の運営によって成り立っている現実を考えれば、新たな追悼施設を作るという考えは当然にして出てくる。

そして現にその構想は、02年に福田官房長官から発言として出てきており、「追悼・平和祈念のための記念碑等施設の在り方を考える懇談会」が開催され、最終報告では、「追悼・平和祈念のための国立の無宗教の恒久的施設が必要と考える…」と報告している。が、具体的な判断は政府に任せられたまま、懇談会は現在開かれていない。

しかし、そうした新たな施設を作る上では、いくつかのネックが存在することも忘れてはいけない。

#### 千鳥ヶ淵戦没者墓苑の存在

国立の追悼施設について考える際は、既存の千鳥ヶ淵戦没者墓苑の存在を考える必要がある。千鳥ヶ淵戦没者墓苑の役割は、無名の戦没者を追悼するための無宗教の施設である。

まずは、靖国神社と千鳥ヶ淵戦没者墓苑の役割について考えることができる。つまり、靖国神社は「公務死」となった戦没者を追悼する施設である一方、千鳥ヶ淵は繰り返しになるが無名の戦没者であり、追悼対象としては基準が明確である。

仮に新しい追悼施設を作るとして、その追悼対象の範囲によっては、千鳥ヶ淵の存在意義がなくなってしまう可能性が十分考えられる。つまり、「公務死」扱いとなっている戦死者も、空襲などの影響でなくなった戦死者も全て含めて追悼するとなると、千鳥ヶ淵で追悼されている人を新施設でも追悼することになり、より範囲が限定的な千鳥ヶ淵は不要論を唱えられる可能性がある。

#### 「分祀」は不可能、分祀は不適當

「靖国神社からA級戦犯を分祀すれば良い」というアイディアは、1999年に野中官房長官から個人的意見ではありながら出されたもので、その後自民党を中心にこの考えが支持されていたことがあった。

しかし、野中氏が考えていた「分祀」は、A級戦犯の魂だけを抜き出し別の場所に移すというものであり、神道の考え方からすればそれはできないのである。現に、台湾・朝鮮出身の軍人軍属の遺族が靖国神社に対して「分祀」を求めたが、やはり教義上の問題からそれを拒否されたということである。本来の分祀は、靖国神社に祀られている246万余柱の御霊を、そっくりそのままコピーし、他の神社に分けることを意味する。

そう考えると、新施設の追悼対象を靖国神社から分祀してくるという場合は、A級戦犯も含めて写してしまうから、たとえ無宗教施設であったとしても近隣諸国の理解は得られない。逆に、野中氏の構想を採用するとしても、結局靖国神社あるいは別の新しい「神社(宗教法人)」を参拝することに

なり、A級戦犯を分けることができたとしても、国内の政教分離違反の世論は避けられず、そもそも判例で憲法違反が明示されている以上公式参拝はできない。

## 日本遺族会の理解

戦没者の大きな組織として存在するのが日本遺族会である。彼らのスタンスはあくまで靖国神社への公式参拝を求めるものである。

2005年に小泉首相の公式参拝が近隣諸国との外交摩擦となった際に、遺族会会長である自民党の古賀氏は「近隣諸国への配慮、気配りが必要」と発言したが、これに対して遺族会側から猛反発があった。古賀氏の発言から6日後、「今後も参拝継続を求め、新しい追悼施設は認めない」という方針を会の中で確認している。

ということは、新たに設置する追悼施設に追悼対象として名簿を登録するなどの行為をする場合、当然遺族にはそれを拒否する権利が認められてしかるべき(追悼施設は無宗教でありながら信教の自由は適応されるはず)だから、遺族会会員の遺族は同意をしないことが容易に予想される。

## 新施設はどこが管理をするのか

千鳥ヶ淵戦没者墓苑の所管は環境省となっている。国立の公園と同様の扱いのなかで管理がなされている。一方の靖国神社だが、宗教法人であるため所在地の観点からすると東京都知事の管轄となっている。ちなみに宗教法人は、その拠点が全国に広がっている場合の管轄は文部科学大臣である。また、靖国神社に祭祀される戦没者(「公務死」した者)のリストは旧厚生省、つまり厚生労働省が管理をしているものである。

さて、新しい施設を作る場合の管轄省庁はどこが担当するのが適当となるのか。ちなみに、靖国神社は年間の運営に約20億円かかっているらしく、新たに施設を作り維持をしていくとすれば、それなりの予算が必要になることは言うまでもない。

## 筆者の提言

以上の問題点を考えた上で筆者の提案を述べる。

まず、近隣諸国の理解を得て靖国参拝を続けることは、そもそも不可能である。まず近隣諸国の理解は得られない。また、違憲の判例がすでに出ている以上、今後公式参拝を続けることは行政の職務上行うことはできない(行政は法律(の解釈)に定められたことしかできない)。

かといって、追悼に当たることを行わないのは、過去の歴史に背を向けていると国際社会からの批判を得るだろう。いわゆる三国同盟を組んでいたドイツ・イタリアはその点でしっかりと過去の歴史に目を向けた施設を作っている。

筆者は基本的に新施設を作ることに賛成である。しかしながら本章で見たようなネックが多い。これらの問題点を勘案すると、たてられるべき施設では「特定の誰かを対象として追悼する」のではなく、あえて「平和を祈念する」ことを主たる目的とするのが望ましいと考える。

すでに戦没者慰霊の役割は既存の施設(靖国神社を含む)が担っているとすれば、国立の施設を作る上で、「誰を追悼対象とする訳ではないが、全ての戦死者に哀悼の意を捧げる」という目的の施設を作れば、対立を防ぐことは可能である。

また、名簿管理などの仕事がないため、省庁横断で管理をする必要がない。なお、このスタンスで設立をする場合は、管理は千鳥ヶ淵戦没者墓苑と同様、環境省が国立の公園の中に設置する形で管理をすれば十分であると考ええる。

## 参考文献

### -インターネット情報

- ・「靖国神社問題」 (『ウィキペディア』日本語版)  
<http://ja.wikipedia.org/wiki/靖国問題>
- ・「愛媛県靖国神社玉串訴訟」 (『ウィキペディア』日本語版)  
<http://ja.wikipedia.org/wiki/愛媛県靖国神社玉串訴訟>
- ・「宗教法人法」 (法令データ提供システム)  
<http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S26/S26HO126.html>
- ・「国民公園及び千鳥ヶ淵戦没者墓苑管理規則」 (法令データ提供システム)  
<http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S34/S34F03601000013.html>

### -Webデータベース「ヨミダス文書館」にて参照

- ・「首相参拝巡り国内外で議論 基礎からわかる靖国神社問題」 (読売新聞 2005.06.09)

### -Webデータベース「Japan Knowledge」にて参照

- ・靖国神社参拝問題 [外交問題] (現代用語の基礎知識)
- ・靖国神社問題 (日本大百科全書)
- ・靖国神社参拝問題 [日本外交の動向] (情報・知識 imidas)

2008春学期 公共政策最終レポート「靖国問題：政策の分析と提言」 添付資料・時代分析表  
 総合政策学部2年 遠藤 忍 (70701546)

		1974	1975	1978	1979	1980	1984	1985	1986	1987	1991	1992
国内	総理大臣		三木首相、「私的」参拝(私的参拝4原則の提示)	福田超天首相参拝(在任中4回)、公用車使用、SP 随員、肩書きの記載	大平首相が参拝(在任中3回) 大平首相はクリスチャンである	鈴木(在任中8回)首相参拝	中曽根首相参拝(在任中10回)	中曽根首相、終戦記念日に公式参拝	中曽根首相が、参拝を見送り			
	政府			官房長官：私的参拝における公用車利用、肩書きの記載、閣僚の同行が可能と答弁	内閣法制局：私的参拝4原則を政府統一見解でないと明言	官房長官が違憲の疑いを否定できないと国会答弁		「閣僚の靖国神社参拝問題に関する懇談会」にて公式参拝の可能と判断	官房長官が、首相の参拝断念を発表			
	裁判所									盛岡地裁、岩手県靖国神社訴訟で合憲判断	仙台高裁、岩手県の訴訟で傍論で公式参拝・玉串料公費支出を違憲判断	大阪・福岡高裁、中曽根公式参拝に対する違憲訴訟で、政教分離原則に反する違憲判断
	靖国神社			A級戦犯14名を「昭和殉教者」として合祀	A級戦犯合祀が判明する							
	地方自治体				岩手県議会、政府に公式参拝実現の意見書							
	政党	靖国神社法案が5度目の提出で廃案(提出は73年)					「みんなで靖国神社に参拝する国会議員の会」発足					
	天皇		最後の参拝 A級戦犯合祀への不快感(富田メモ)により以後の参拝をせず									
国外	中国											
	韓国											
	台湾											
	諸外国					チベットのダライ・ラマが参拝						

		1993	1996	1997	1999	2001	2002	2004	2005	2006	2007
国内	総理大臣	宮沢首相、参拝したと語った(事務所は否定)	橋本首相、誕生日に参拝			小泉首相参拝(在任中4回) 公用車使用、官房長官と秘書官随員、私費の献花料3万円				安倍首相就任参拝はせず 中国韓国との関係改善を図る	福田康夫首相就任参拝せず
	政府				野中官房長官が、A級戦犯合祀と靖国特殊法人化の発言		福田官房長官の諮問機関が報告書提出 国立の無宗教の追悼施設の必要性を示唆		外務省：日中の紳士協定について存在を否定		
	裁判所			最高裁、愛媛県知事の玉串料公費支出を違憲と判断				小泉公式参拝訴訟 福岡地裁は傍論で違憲判断 千葉地裁は合憲判決(参拝は公式と認定)	東京高裁が千葉地裁の判決を支持(参拝を個人的行為と認定) 大阪高裁は傍論で違憲を言及		
	靖国神社										
	地方自治体										
	政党					公明党代表が、首相の参拝について問題視				国立追悼施設を考える会が発足	
	天皇										
国外	中国						APECに際して江沢民主席が小泉首相に参拝中止を求める			王駐日大使・唐國務委員が、靖国参拝に関する紳士協定について言及 反日暴動が発生	
	韓国					元軍人軍属の一部遺族252人が起こした裁判の原告のうち55人が靖国神社への合祀取り消しを要求	APECに際して金大中大統領が国立追悼施設の設置を提案				
	台湾										
	諸外国						ペルー・フジモリ大統領参拝			遊就館の展示がアメリカに戦争責任を押し付けているとアメリカで報道	